



龍谷大学札壱研究室 主催



2026 高校生「文学模擬裁判」 交流戦 in Kyoto 《傍聴人募集》

龍谷大学札壱研究室は、2026年3月22日（日）に龍谷大学深草キャンパスにおいて、文学作品をモチーフに作成された教材で模擬裁判を行う「文学模擬裁判」の第6回選手権に参加した2校による交流戦を対面で行います。今大会で取り上げた事件は、夏目漱石『こころ』をモチーフに、自殺教唆罪の成立か無罪かを争う内容です。

参加校は、第6回選手権用の文学教材や関連資料（裏面参照）をもとに、検察側、弁護側の立場に立って立証・弁護活動を行うシナリオ創作型の模擬裁判です。被告人役、証人役は生徒が行い、選手権と違って裁判長が証人・被告人に質問する時間を設けます。

今大会の様子は、どなたでも申込制で“傍聴”することが可能です。ぜひふるってご参加ください。

実施概要（対面開催）：

- 日時：2026年 **3月22日**（日）
10:00-16:00
- 会場：龍谷大学深草キャンパス 至心館
1階法廷教室（京都市伏見区深草塚本町67）
- 費用/定員：観戦料無料。定員20名 ※事前申込制
- 出場校（あいうえお順）：

- ・ 神戸海星女子学院高等学校【兵庫県】
- ・ 洛星高等学校【京都府】

裁判長紹介・プロフィール：

伊東隆一氏

1979年東京都生まれ。京都弁護士会所属弁護士。白陵高校、一橋大学法学部、立命館大学法科大学院を経て司法試験に合格し、弁護士となる。2013年から2017年にかけて京都教育大学附属高校の支援弁護士として、同校模擬裁判チームを日本弁護士連合会主催の高校生模擬裁判選手権において、3回の優勝、2回の準優勝に導く。現在京都弁護士会広報委員会委員、法律相談センター運営委員会委員、法教育委員会委員。奥村・岡田総合法律事務所所属。

当日の予定：

- ・ 10時 第一試合開始
洛星（検察）VS 神戸海星（弁護）
- ・ 12時 第一試合終了、講評
（休憩）
- ・ 13時45分 第二試合開始
混合チーム同士での対戦
- ・ 15時15分 第二試合終了、講評、交流
- ・ 16時 終了

後援：龍谷大学国際社会文化研究所（札壱プロジェクト）、一般社団法人 刑事司法未来、龍谷大学法情報研究会、オンライン高校生文学模擬裁判選手権実行委員会、刑事弁護オアシス、（株）TKC

※本催しは、本学国際社会文化研究所並びにJSPS科研費JP25K06287の助成を受けています。

問い合わせ・お申し込み

龍谷大学文学部 札壱研究室 宛
TEL 075-343-3326（研究室直通）
E-mail fudafuda@let.ryukoku.ac.jp

明治34年1月27日未明、東京市小石川区小石川同心町にある素人下宿において、清沢満之（きよさわみつゆき）という帝国大学の学生が、頸動脈を切って自殺した。現場の机の上には遺書が残されていた。第一発見者は同じ下宿で隣部屋に住む鎌倉先生（かまくらさきお）という同級生の友人であった。その後警察で鎌倉を事情聴取したが、当初は事件性がないだろうと思われた。念のため、自殺現場にあったナイフや遺書や筆で書き損じられた紙などとともに、被害者の部屋にあった書籍や書類を押収した中に、日記帳が発見された。記述内容を読むと、それは被害者が生前綴っていた日記であるとわかった。そこには日々の事実などが記されていた。他の証拠資料と合わせて日記を丁寧に読み進めていくうちに、被害者の自殺には友人である鎌倉が関与していることが読み取れた。確かに鎌倉は被害者を直接には殺してはいないが、被害者が下宿先のお嬢さんである静を好きだったことを知りながら、被害者に精神的ダメージを与える言葉を投げかけたこと、抜け駆けして結婚を決めたことなど、被害者を自殺に追いやったことを十分に推測させる内容であった。遺書や書き損じの紙に書かれた内容などを考え合わせた結果、この事件は検察官から東京地方裁判所に起訴状が提出され、公訴が提起された。検察官は鎌倉が被害者に自殺を実行する意志を起こさせたということから「自殺教唆罪」を主張し、弁護人は被害者の自殺に鎌倉は全く関わりがないとして「無罪」を主張した。

令和8年検第1222号

起訴状

令和8年1月30日

東京地方裁判所 殿

東京地方検察庁

検察官検事 早田 慶大

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 新潟県三条市本町21番地

住所 東京市小石川区小石川同心町1384番地

職業 無職

鎌倉 先生 (26歳)

明治9年7月8日生

公訴事実

被告人は、明治33年春先頃から、被害者・清沢満之（以下「清沢」という。）が、好意を抱いていた下宿先の家主である里見都子の長女・里見静（現在の被告人の妻）（以下「静」という。）と会話する姿を見かけるたびに、両者が交際に至るのではないかとの危惧を覚え、清沢が静に恋心を抱いていることを知りながら、清沢が死んでもいいと思って、明治34年1月8日、上野公園において「精神的に向上心のない者は馬鹿だ」という主旨の被告人が以前清沢から言われて傷ついた言葉を申し向け、さらには、同月15日には自らが抜け駆けして静と婚約したことを清沢に知らせ、清沢自身は自殺する意思が無かったにもかかわらず、自殺を決意させ、同月27日未明、東京市小石川区小石川同心町所在の下宿先自室において、清沢をして小型ナイフで頸動脈を切断して、同人を失血死に至らしめたものである。

罪名及び罰条

自殺教唆罪、刑法第202条前段